

福島県森林環境交付金事業実施要領

第1 趣旨

森林環境交付金事業の実施に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び福島県森林環境交付金交付要綱（平成18年3月31日付け17森第1671号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領による。

第2 森林環境基本枠（以下「基本枠」という。）

- 1 基本枠は、全ての市町村が別表第1に基づき継続的に一定の取り組みを行うことができるよう、次の算出基礎により得られた額を上限として市町村に対して交付する。

基本枠＝基礎額500千円＋森林割＋児童割

- (1) 一市町村当たり500千円を基礎額とする。
 - (2) 森林割は、事業実施前年度の4月1日現在の各市町村の森林面積（地域森林計画対象面積）に50円/haを乗じた額を加算する。
 - (3) 児童割は、事業実施前年度の5月1日現在の各市町村の小学校一学年平均児童数に1,000円/人を乗じた額を加算する。
- 2 市町村は、第5の森林環境交付金長期事業計画書を作成し、基本枠の一部を基金又は特別会計へ繰り入れて他の財源と明確に区分することにより、平成22年度までの期間で事業を実施できる。

第3 地域提案重点枠（以下「重点枠」という。）

- 1 重点枠は、別表第1の市町村の提案事業の中から優れた事業を選定し、その事業に係る経費について市町村に対して交付するものとし、その額は同表に掲げる交付率とする。
- 2 事業の選定に当たっては、別表第1の対象分野のうち、「①森林整備の推進」を優先的に取り組むことができるよう配慮することとする。

第4 予算の内示

1 基本枠

- (1) 県農林水産部長（以下「部長」という。）は、各農林事務所管内の市町村毎の算定額により交付金を配分し、県農林事務所長（以下「所長」という。）に通知する。

（第1号様式）

- (2) 所長は、管内各市町村へ交付金の上限額を内示する。（第2号様式）

2 重点枠

- (1) 本事業を実施しようとする市町村は、事業の実施前年度の10月10日までに森林環境交付金事業要望書（以下「要望書」という。第3号様式）を所長に提出する。
- (2) 所長は、要望書の内容を審査し、意見を付して、森林環境交付金事業予定調書（第4号様式）により10月末日までに部長に協議する。
- (3) 部長は、「森林の未来を考える懇談会」の意見も踏まえて要望書を審査し、要望

- 書の内容が適切であると認めるときは、所長に交付金を内示する。(第5号様式)
- (4) 所長は、前号の通知を受け、市町村に交付金を内示する。(第6号様式)

第5 事業計画及び交付の申請

- 1 第4の1の(2)の内示を受け事業実施を計画する市町村または第4の2の(4)の内示を受けた市町村は、森林環境交付金(長期)事業計画書(以下「事業計画」という。第7号様式)を作成し、交付要綱第3条の規定に基づき森林環境交付金交付申請書(交付要綱様式第1号)に添えて別に定める日までに所長に提出する。
- 2 所長は、前項の申請内容が適切であると認めるときは、交付金の交付を決定し、指令書(第8号様式)で市町村に通知するとともに、事業計画を部長へ報告する。(第9号様式)。

第6 事業の変更

1 重要な変更

- (1) 市町村は、交付要綱第4条第1項に掲げる軽微な変更以外の重要な変更をするときは、交付要綱第5条に基づき森林環境交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(交付要綱様式第3号)を所長に提出する。
- (2) 所長は、前号に掲げる書類を受理したときは、第5に準じて取り扱うこととする。

2 軽微な変更

市町村は、交付要綱第4条第1項に掲げる軽微な変更をしたときは、変更報告書(第10号様式)を所長に提出する。

第7 関係法規に基づく許認可

市町村は、事業実施に当たっては関係法規に規定する所定の手続きを経ておくものとする。

第8 実績報告

市町村は、交付対象事業が完了したときは、森林環境交付金事業実績書(第11号様式)を添付の上、森林環境交付金事業実績報告書(交付要綱様式第5号)を所長に提出する。

なお、交付要綱に規定する「その他必要な書類」とは、該当する対象分野に係る書類とする。

第9 成果確認及び交付金の額の確定

所長は、第8の実績報告があったときは、遅滞なく交付金事業成果確認調書(以下「調書」という。第12号様式)により検査を行い、事業内容が適切であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定する。

なお、重点枠については(基本枠は必要があると認めるとき)、調書の作成に当たり事前に成果確認実施通知書(第13号様式)により現地調査を実施する。

第10 交付金の支出完了報告

所長は、交付金の支出を完了したときは、交付金支出完了報告書を当該年度の翌年度の4月末日までに部長へ提出する。(第14号様式)

第11 関係書類の整備

当該事業の実施にあたっては、以下の書類を整備し、事業完了年度から5年間保存する。

(1) 予算関係書類

交付金交付申請書及び添付資料の原本
交付金交付指令書及び通知書

(2) 会計帳簿等

収支整理簿
現金出納簿

(3) 支払証書書類(見積書)

(4) 法令に基づく許認可届等の書類の原本等

(5) 往復文書

(6) 財産台帳

(7) その他関係書類

交付金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び書類
労務者名簿
請書
委託契約書
写真

(8) その他必要により書類を整備しておくものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度事業から適用する。

2 平成18年度事業については、第4の2の(1)の10月10日と第4の2の(2)の10月末日をそれぞれ別に定める日に読み替えるものとする。

別表第1（第2及び第3関係）

交付金の使途に関するガイドライン

1 基本的な考え方

交付金の対象とする事業は、森林環境の保全と県民全体で森林を守り育てる意識の醸成という森林環境税の導入の趣旨に則ったものでなければならない。

2 共通事項

(1) 交付対象経費は、交付金事業の性質を鑑み、想定される経費を代表的に列挙したものであり、その他の経費についても必要があれば対象とする。

ただし、以下の経費は対象としない。

- ア 既存事業の財源振り替え
- イ 国庫及び県単補助事業の市町村負担分
- ウ 施設の維持管理費
- エ 職員人件費
- オ 不動産及び汎用性のある備品の購入

(2) 重点枠の交付対象経費は、事業費のみを対象とする。事業の執行上必要な事務費については、基本枠の交付対象経費とする。

3 個別事項

(1) 基本枠

県民全体で森林を守り育てる意識の醸成に資する事業を対象とする。

なお、対象分野毎の事業費の構成については、市町村の裁量に委ねる。

対象分野	対象分野の考え方（交付対象経費）	交付率
①県民参画の推進	<p>地域住民の関心を高め森林づくりへの参画を促進する事業や、地域の森林文化を保全・伝承する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 森林ボランティア等への参加の動機付けとするための自然観察会や林業体験学習会の実施</p> <p>b 森林の保育から木材の伐採・流通加工までの資源の循環について学ぶ現地研修会の実施</p> <p>c 伝統的な生活様式や木炭製造等の技術などの森林文化を伝承するための講師派遣や研修会の実施</p>	第2に定める算出基礎により得られる額以内

<p>②森林の適正管理推進</p>	<p>整備計画の策定や調査、施業協定の締結など森林の適正管理につながる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。 賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 住民参画による森林整備計画の策定 b 荒廃が懸念される森林の現況調査や境界の立会確認 c 森林の適正管理を図るための施業協定等の推進</p>
<p>③森林環境学習の推進</p>	<p>公・私立小・中学校等の児童・生徒を対象に森林環境学習を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 など</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 宿泊学習の際の林業体験教室の実施 b 学校林や近くの森林を活用した林業体験教室の実施 c 溪流内の生物の観察や溪流魚の放流活動など、森林生態系の保全に資するための環境学習の実施</p>

(2) 重点枠

森林環境の保全に資する事業を対象とする。

対象分野	対象分野の考え方（交付対象経費）	交付率
<p>①森林整備の推進</p>	<p>荒廃が懸念される森林の公益的機能の保全を目的とし、住民参画による計画策定及び住民が継続的に利用できる仕組みを盛り込んで森林と人との共生につながる森林の整備を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。 （委託料、工事請負費 など）</p> <p>〈注〉</p> <p>a 国有林、県営林、公社造林地は事業の対象としない。</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 森林環境教育やレクリエーションの場としての森林の整備 b 野生動物との共生森林の整備 c 良好な森林景観の整備</p>	<p>10/10以内 （交付金上限500万円/箇所）</p>

<p>②県産間伐材の利活用推進</p>	<p>市町村有施設において県産間伐材の利活用を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。 (原材料費、備品購入費 など)</p> <p>ア 内装木質化や外構施設整備工事を行う場合に、当該事業に要する経費のうち材料費について交付する。</p> <p>イ 木製机椅子などの物品導入を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>〈注〉</p> <p>a 県産間伐材とは、県内で生育する森林から間伐されたものをいう。</p> <p>b 材料とは、素材または製品をいう。</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 内装木質化における県産間伐材の利活用 学校、文化施設、観光物産施設、レクリエーション施設 等</p> <p>b 外構施設における県産間伐材の利活用 丸太遊具、あずまや、木柵、階段工 等</p> <p>c 県産間伐材を使用した木製品の導入 児童・生徒用机椅子、教卓、戸柵、本柵、テーブル、ベンチ 等</p>	<p>ア 工事の場合 10/10以内 (交付金上限 700万円/市町村)</p> <p>イ 物品の場合 1/2以内 (交付金上限 200万円/市町村)</p>
<p>③木質バイオマスの利活用推進</p>	<p>市町村有施設にペレットストーブを導入する場合に、当該事業に要する経費について交付する。 (備品購入費 など)</p>	<p>10/10以内 (交付金上限 40万円/台)</p>
<p>④その他</p>	<p>上記の対象分野に属さない、創意工夫を凝らした独自の森林づくりを行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p>	<p>類似する対象分野に準じる(注)</p>

(注) 類似する対象分野が存在しない場合は、別に部長が定めることとする。